

無料調停手続相談会のお知らせ

調停とは？

裁判所の調停委員がお手伝いし、話し合いにより、トラブルを円満に解決する手続です。



相談内容

交通事故による損害賠償、土地建物の売買・譲渡、金銭の貸借、土地の境界線をめぐる民事上のもめごとや、婚姻、離婚、夫婦関係、親子関係、扶養、相続等に関する家族・親族間のもめごとなどについての調停手続の具体的な内容や手続を利用する方法について無料で相談に応じます。(調停手続の案内に限ります。)

相談者の秘密は固く守られます。

なお、予約制ではありません。直接会場で受付ます。

現在訴訟または調停中のものは受けません。

日時	令和4年11月22日(火) 午前10時30分から午後3時
場所	山形屋 1号館7階「社交室」
主催 後援	公益財団法人日本調停協会連合会・鹿児島調停協会連合会 最高裁判所・鹿児島地方裁判所・鹿児島家庭裁判所 新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、 中止になる場合があります。中止の場合は鹿児島地家裁 ホームページでお知らせします。

問合せ先 鹿児島調停協会連合会
鹿児島市山下町 13-47
☎099-808-3706



※上記電話番号は、鹿児島地方・家庭裁判所総務課に通じます。
お電話は、「無料調停手続相談」に関する問合せである旨をお伝えください。

(日本調停協会連合会)<http://www.choutei.jp/> (最高裁判所)<http://www.courts.go.jp/>